

## ニュー・ノーマルの指針に関する改正スラバヤ市長令の発出

### 【ポイント】

- スラバヤ市は、7月13日付で、ニュー・ノーマルの指針を改正し、新たに夜間の自宅外活動規制などが規定されました。
- 東ジャワ州では、スラバヤ市以外の地域でも感染者数の増加が見られます。引き続き感染予防を心がけてください。

### 【本文】

1. スラバヤ市は、7月13日付で、ニュー・ノーマルの指針に関する市長令（2020年28号）の内容の一部を改正する、市長令（2020年33号）を発出しました。

（市長令28号の内容は6月17日付領事メールをご参照ください。

<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100065419.pdf>)

2. 主な改正点次のとおりです。

（1）スラバヤ市外出身の従業員（職場・事務所、レストラン等飲食店、スーパー・モール等商業施設、ホテル・アパート等宿泊施設、娯楽施設）は、14日以内の迅速抗体検査の反応なしの検査結果もしくはPCR検査の陰性検査結果を提示しなければならない。

（2）観光地、遊園地、美容・理容院、スポーツ施設（プール・バスケットボール場・フットサル場・バレーボール場を除く）以外の娯楽施設は営業禁止。

（3）夜間22時以降の自宅外活動を規制する（規制終了時間の記載はない）。ただし、医療機関、市場、駅・ターミナル・港、ガソリンスタンド、配送サービス、市民サービス施設併設のミニマーケットの活動を除く。

3. 7月15日までのスラバヤ市の累計感染者数は7千人を超え、このうち3千人以上は6月中旬からの1か月間での増加となっております。また、7月初旬から、東ジャワ州内ではスラバヤ市以外での感染者数が増加傾向にあります。在留邦人の皆様におかれましては、引き続き感染予防を心がけてください。